

「店頭外国為替証拠金取引 契約約款」の一部改正について

下線部変更
(2023年12月18日)

現 行	改正後
(省 略)	(現行どおり)
<p>第1条 (約諾)</p> <p>お客様は、当社のホームページ上で提供される勧誘方針、個人情報の利用目的、個人情報保護宣言(プライバシー・ポリシー)、取引報告書等の電子交付に関する同意書、店頭デリバティブ取引に係るご注意、申込みサービスの各取引説明書(以下、「説明書」といいます)、本約款、反社会的勢力でないことの確約書および確認書、マイメイトの<u>申し込みに際しては</u>、上記書面に加えて投資顧問契約書および投資助言に係る契約締結前の書面を熟読し、かつ、十分に理解したうえで、お客様自身の責任と判断で取引を行うことに同意し、当社に対し本取引の開始を申込むものとします。</p> <p>(1)～(3) (省 略)</p> <p>2. 当社は、お客様の諸届出事項および第1項第3号の書類により、お客様が第2条に定める口座開設基準を<u>満たしているか否か</u>その他の口座開設に必要な事項について審査を行います。お客様は、当該審査に合格し、当社がお客様による本取引の申込を承諾した場合、本取引に係る口座(以下、「本口座」といいます)を開設するものとします。</p> <p>3. お客様は、<u>本取引を行った結果発生</u>するお客様の損益金、スワップポイントおよび金銭の受払いについて、全て本口座で処理するものとします。</p>	<p>第1条 (約諾)</p> <p>お客様は、当社のホームページ上で提供される勧誘方針、個人情報の利用目的、個人情報保護宣言(プライバシー・ポリシー)、取引報告書等の電子交付に関する同意書、店頭デリバティブ取引に係るご注意、<u>お申込みサービスの各取引説明書(以下、「説明書」といいます。)</u>、本約款、反社会的勢力でないことの確約書および確認書、マイメイトの<u>お申込みについては</u>、上記書面に加えて投資顧問契約書および投資助言に係る契約締結前の書面を熟読し、かつ、十分に理解したうえで、<u>お客様ご</u>自身の責任と判断で取引を行うことに同意し、当社に対し本取引の開始を申込むものとします。</p> <p>(1)～(3) (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、お客様の諸届出事項および第1項第3号の書類により、お客様が第2条に定める口座開設基準<u>およびその他の口座開設に必要な事項について</u>審査を行います。お客様は、当該審査に合格し、当社がお客様による本取引の<u>お申込みを承諾</u>した場合、本取引に係る口座(以下、「本口座」といいます。)を開設するものとします。<u>なお、当社は、審査の結果、口座の開設をお断りする場合がありますが、その理由については、お客様に開示しないものとします。</u></p> <p>3. お客様は、<u>本取引にて発生</u>するお客様の損益金、スワップポイントおよび金銭の受払いについて、全て本口座で処理するものとします。</p>
<p>第2条 (口座の開設)</p> <p>お客様は、<u>口座開設申込にあたっては</u>、以下の各号の要件を満たしていることを必要とします。</p>	<p>第2条 (口座開設基準)</p> <p><u>当社は、口座開設基準について以下の各号に定めます。お客様は、口座開設のお申込みにあたり、以下の各号の要件を満たしていることを必要とします。</u></p>
(省 略)	(現行どおり)
<p>2. <u>当社は、第1項および当社の口座開設基準に基づき、口座開設の可否を審査し、当社が口座開設に応諾した場合に限り、お客様は本取引を行うことができるものとします。なお、当社は、審査の結果、口座の開設をお断りする場合がありますが、その理由については、お客様に開示しないものとします。</u></p> <p>3. <u>当社は、満年齢が75歳以上のお客様について、本取引継続の意思の有無を確認するため、年1回、そのご意思の「回答」をご提出いただき、次の通り取扱うものとします。</u></p>	<p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>
(1) 本取引の継続を希望する場合は、本取引の継続を	

現 行	改正後
<p><u>可とします。</u></p> <p>(2) <u>本取引の継続を希望しない場合は、本規定により解約とします。</u></p> <p>(3) <u>回答がない場合は、新規取引を停止するほか、本規定に基づく必要な措置を講じます。</u></p> <p>4. <u>本取引を開設したお客様が、第2条第1項を満たさなくなった場合には、直ちに当社に対して通知するものとします。</u></p> <p>(省 略)</p>	<p>(削 除)</p> <p>(現行どおり)</p>
<p>第4条（自己責任およびリスクの確認）</p> <p>お客様は、本取引を行うに際し、当社よりあらかじめ受領した店頭デリバティブ取引に係るご注意、説明書、本約款および確認書を熟読し、本取引の内容およびリスクを十分に理解したうえ、自己の判断と責任において本取引を行うものとします。</p> <p>2. (1) (省 略)</p> <p>(2) 本取引は、元本および利益が保証された取引ではなく、為替相場の変動等により損失が生じるおそれがあり、かつ、その損失の額が、証拠金額を上回るおそれがあること。</p> <p>(3) (省 略)</p> <p>(4) 本取引は、相対取引であり、お客様には、当社を相手方としてお取引いただきます。一方で当社は、お客様を相手方として成立した取引を、随時インターバンク市場にてカバー（反対売買）します。そのため、当社、もしくは取引先銀行の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、お客様のお取引の機会が制限され、当初予定していた経済効果が得られない<u>こと</u>おそれがあること。</p> <p>(5) 本取引は、建玉のロールオーバーに伴い、スワップポイントの受け払いが生じます。<u>高金利通貨の売り建玉を保有している場合、金利差相当額を支払うことになるため、損失が生じる可能性があること。また、市場金利の動向によっては、スワップポイントが受取りから支払いに転じるおそれがあること。</u></p> <p>(6) 主要国の祝日や、ニューヨーククローズの間際、週初めのオープン間際における取引、あるいは、普段から流動性の低い通貨での取引は、マーケットの状況によっては、通常よりも不利な<u>レート</u>を提示せざるを得ない可能性や<u>レート</u>の提示が困難になる可能性があり、これらの場合、お客様が保有する建玉を決済することや、新たに建玉を保有することが困難となるおそれがあること。また、天変地異、戦争、政変、為替管理政策の変更および同盟罷業により、取引が困難または不可能となるおそれがあること。</p>	<p>第4条（自己責任およびリスクの確認）</p> <p>お客様は、本取引を行うに<u>あたり</u>、当社よりあらかじめ受領した店頭デリバティブ取引に係るご注意、説明書、本約款および確認書、<u>マイメイトについては、加えて投資顧問契約書および投資助言に係る契約締結前の書面</u>を熟読し、本取引の内容およびリスクを十分に理解したうえ、自己の判断と責任において本取引を行うものとします。</p> <p>2. (1) (現行どおり)</p> <p>(2) 本取引は、元本および利益が保証された取引ではなく、為替相場の変動等により損失が生じるおそれがあり、かつ、その損失の額が、<u>お客様からお預かりしている証拠金額</u>を上回るおそれがあること。</p> <p>(3) (現行どおり)</p> <p>(4) 本取引は、相対取引であり、お客様には、当社を相手方としてお取引いただきます。一方で当社は、お客様を相手方として成立した取引を、随時インターバンク市場にてカバー（反対売買）します。そのため、当社、もしくは<u>カバー取引先金融機関（以下、「カバー先」といいます。）</u>の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、お客様のお取引の機会が制限され、当初予定していた経済効果が得られないおそれがあること。</p> <p>(5) 本取引は、建玉のロールオーバーに伴い、スワップポイントの受け払いが生じます。市場金利の動向によっては、スワップポイントが受取りから支払いに転じるおそれがあり損失が生じる可能性があること。</p> <p>(6) 主要国の祝日や、ニューヨーククローズの間際、週初めのオープン間際における取引、あるいは、普段から流動性の低い通貨での取引は、マーケットの状況によっては、通常よりも<u>お客様に不利な価格</u>を提示せざるを得ない可能性や<u>価格</u>の提示が困難になる可能性があり、これらの場合、お客様が保有する建玉を決済することや、新たに建玉を保有することが困難となるおそれがあること。また、天変地異、戦争、政変、為替管理政策の変更および同盟罷業により、取引が困難または不可能となるおそれがあること。</p>

現 行	改正後
<p>(7) ~ (10) (省 略)</p> <p>第5条 (取引時間および取引可能日)</p> <p>(省 略)</p> <p>2. 前項に定める<u>利用</u>時間内であっても、当社は国内および海外の市場環境その他の事象により、本取引に関し、当社が適正な業務遂行が困難と判断した場合、予告なくサービスの一部または全部の提供を一時停止または中止することができるものとします。</p> <p>第6条 (証拠金等)</p> <p>(省 略)</p> <p>3. お客様が当社に証拠金として振込にて入金する場合、振込人名義は、当社ご登録名義と一致する場合のみお受けできるものとします。ご家族や旧姓であっても、ご登録名義と異なる方からの入金はお受けしないものとします。</p> <p>(省 略)</p> <p>第8条 (本取引に係るサービスの提供方法)</p> <p>当社が本取引に係る次の各号に掲げる事項を含む全てのサービス (以下、「本サービス」といいます) について、インターネットを通じてオンラインでお客様に提供します。</p> <p>(省 略)</p> <p>第9条 (注文)</p> <p>(省 略)</p> <p>3. お客様の注文が当該注文成立時の市場価格と明らかに乖離した価格で成立した場合、当社が当該注文を取消することができるものとします。</p> <p>(省 略)</p> <p>第12条 (為替レート)</p> <p>本取引における<u>為替レート</u>は、<u>インターバンク市場の実勢レート</u>等を基準に市場の状況に応じて当社が提示するレートです。</p> <p>2. 前項の<u>レート</u>の提示方法は、売値および買値を同時に提示するツーフウェイ方式です。</p> <p>3. マーケットの流動性が著しく低下する場合および</p>	<p>(7) ~ (10) (現行どおり)</p> <p>第5条 (取引時間および取引可能日)</p> <p>(現行どおり)</p> <p>2. 前項に定める<u>取引</u>時間内であっても、当社は国内および海外の市場環境その他の事象により、本取引に関し、当社が適正な業務遂行が困難と判断した場合、予告なくサービスの一部または全部の提供を一時停止または中止することができるものとします。</p> <p>第6条 (証拠金等)</p> <p>(現行どおり)</p> <p>3. お客様が当社に証拠金として<u>銀行振込</u>にて入金する場合、振込人名義は、当社ご登録名義と一致する場合のみお受けできるものとします。ご家族や旧姓であっても、ご登録名義と異なる方からの入金はお受けしないものとします。</p> <p>(現行どおり)</p> <p>第8条 (本取引に係るサービスの提供方法)</p> <p>当社は本取引に係る次の各号に掲げる事項を含む全てのサービス (以下、「本サービス」といいます。) について、インターネットを通じてオンラインでお客様に提供します。</p> <p>(現行どおり)</p> <p>第9条 (注文)</p> <p>(現行どおり)</p> <p>3. お客様の注文が当該注文成立時の市場価格と明らかに乖離した価格で成立した場合、<u>当社は</u>当該注文を取消することができるものとします。</p> <p>(現行どおり)</p> <p>第12条 (価格の提示)</p> <p>本取引において当社が提示する<u>価格</u>は、<u>カバー先からの配信価格</u>や市場環境をもとに当社が<u>生成した独自の価格</u>です。</p> <p>2. 前項の<u>価格</u>の提示方法は、売値 (<u>ビッド</u>) および買値 (<u>アスク</u>) を同時に提示するツーフウェイ方式です。</p> <p>3. マーケットの流動性が著しく低下する場合、<u>価格</u></p>

現 行	改正後
<p><u>当社におけるカバー方式などにより、当社レート履歴に記載のない不利なレート</u>で約定することがあることを、お客様はあらかじめ了承するものとします。また、バグレート（異常値）の判定は当社が行い、当社がバグレートであると判断した場合はその成立した取引についてお客様の有利・不利にかかわらず全て無効とするものとし、その成立した取引にかかわる損益の調整等については当社の処理に従うものとします。</p>	<p><u>提示の履歴に記載のない不利な価格</u>で約定することがあることをお客様はあらかじめ了承するものとします。また、バグレート（異常値）の判定は当社が行い、当社がバグレートであると判断した場合はその成立した取引についてお客様の有利・不利にかかわらず全て無効とするものとし、その成立した取引にかかわる損益の調整等については当社の処理に従うものとします。</p>
(省 略)	(現行どおり)
第18条（期限の利益を喪失した場合等における決済）	第18条（期限の利益を喪失した場合等における決済）
(省 略)	(現行どおり)
<p>5. 第3項および第4項に基づき、お客様または当社が本取引に係る未決済建玉の決済を行った結果、損失が生じた場合には、お客様は、当社に対して<u>当該損失相当額</u>を直ちに支払わなければならないものとします。</p>	<p>5. 第3項および第4項に基づき、お客様または当社が本取引に係る未決済建玉の決済を行った結果、<u>証拠金預託額以上の損失</u>が生じた場合には、お客様は、当社に対して<u>損失額と証拠金預託額の差額</u>を直ちに支払わなければならないものとします。</p>
第19条（差引計算）	第19条（差引計算）
<p>第17条第1項および第2項各号に定める事由その他の事由によって、お客様が当社に対する債務を履行しなければならない場合、当社は、当該債務とお客様の当社に対する<u>債権その他一切の債権</u>とを、その債権の期限のいかんにかかわらず、いつでも相殺することができるものとします。</p>	<p>第17条第1項および第2項各号に定める事由その他の事由によって、お客様が当社に対する債務を履行しなければならない場合、当社は、当該債務とお客様の当社に対する一切の債権を、その債権の期限のいかんにかかわらず、いつでも相殺することができるものとします。</p>
(省 略)	(現行どおり)
第23条（届出事項の変更）	第23条（ <u>登録事項</u> の変更）
<p>お客様が当社に<u>届出</u>た氏名もしくは名称、印章もしくは署名鑑、住所もしくは事務所の所在地、メールアドレスまたはその他の事項に変更があったときは、お客様は、遅滞なく、当社の定める方法で、その旨を当社に届出るものとします。</p>	<p>お客様が当社に<u>ご登録</u>になった氏名もしくは名称、印章もしくは署名鑑、住所もしくは事務所の所在地、メールアドレスまたはその他の事項に変更があったときは、お客様は、遅滞なく、当社の定める方法で、その旨を当社に届出るものとします。</p>
(新 設)	<p>2. <u>本取引を開設したお客様が、第2条の口座開設基準を満たさなくなった場合には、直ちに当社に対して届出るものとします。</u></p>
(省 略)	(現行どおり)
第24条（外国政府等の重要な公人に係る条項）	第24条（外国政府等の重要な公人に係る条項）
(省 略)	(現行どおり)
<p>2. お客様は、前項について当社に届出た事項に変更があった場合、遅滞なく当社に対して、<u>届け出</u>を行</p>	<p>2. お客様は、前項について当社に届出た事項に変更があった場合、遅滞なく当社に対して、<u>届出</u>を行う</p>

現 行	改正後
<p>うものとしてします。</p> <p>(省 略)</p>	<p>ものとしてします。</p> <p>(現行どおり)</p>
<p>第26条 (解約)</p> <p>(省 略)</p>	<p>第26条 (解約)</p> <p>(現行どおり)</p>
<p>2. お客様が、次の各号のいずれかに該当した場合、<u>第2条第4項の規定に該当した場合、第15条の規定に違反した場合または第17条第1項および第2項各号に定める事由のいずれかに該当した場合には</u>、当社からお客様に解約の通知をすることにより、ただちに本口座を解約することができるものとします。また、当社は、本口座の解約が完了するまでの間、お客様の取引を制限できるものとします。</p> <p>(1) ～ (5) (省 略) (新 設)</p> <p>(6) (省 略)</p> <p>(7) (省 略)</p> <p>(8) (省 略)</p> <p>(9) (省 略)</p> <p>3. 前項の場合において、お客様に未決済の建玉があるときは、当社は任意に、<u>当該建玉を決済するために必要な転売または買戻しを</u>、お客様の計算において行うことができるものとします。また、その決済の結果、お客様の当社に対する債務が生じた場合は、お客様は直ちにその債務を弁済しなければならないものとします。</p> <p>(省 略)</p>	<p>2. お客様が、次の各号のいずれかに該当した場合、第15条の規定に違反した場合または第17条第1項および第2項各号に定める事由のいずれかに該当した場合は、<u>第23条第2項の規定に該当した場合には</u>、当社からお客様に解約の通知をすることにより、ただちに本口座を解約することができるものとします。また、当社は、本口座の解約が完了するまでの間、お客様の取引を制限できるものとします。</p> <p>(1) ～ (5) (現行どおり)</p> <p>(6) <u>満年齢が75歳以上のお客様で、当社が年1回本取引継続のご意思について確認を求めた際に、継続を希望しないご回答をいただいたとき。</u></p> <p>(7) (現行どおり)</p> <p>(8) (現行どおり)</p> <p>(9) (現行どおり)</p> <p>(10) (現行どおり)</p> <p>3. 前項の場合において、お客様に未決済の建玉があるときは、当社は任意に、当該建玉の決済をお客様の計算において行うことができるものとします。また、その決済の結果、お客様の当社に対する債務が生じた場合は、お客様は直ちにその債務を弁済しなければならないものとします。</p> <p>(現行どおり)</p>
<p>第27条 (免責事項)</p> <p>(省 略)</p>	<p>第27条 (免責事項)</p> <p>(現行どおり)</p>
<p>(8) お客様のコンピューターのハードウェアやソフトウェアの故障、誤作動、本取引のカバー先<u>金融機関</u>のコンピューターシステムやソフトウェアの故障、誤作動、遅延(当社の故意または重過失に起因する場合を除く)等の本取引に係るコンピューターのハードウェア、ソフトウェア、システムおよび通信回線の故障もしくは誤作動等、機器および通信回線の瑕疵または第三者による妨害等により生じた損害。</p> <p>(9) ～ (12) (省 略)</p> <p>(13) 本取引のトレードシステム提供会社またはカバー先<u>金融機関</u>からの価格配信不能、異常価格の配信、または取引不能等により、当社が お客様 の注文を受</p>	<p>(8) お客様および<u>当社</u>のコンピューターのハードウェアやソフトウェアの故障、誤作動、本取引のカバー先のコンピューターシステムやソフトウェアの故障、誤作動、遅延(当社の故意または重過失に起因する場合を除く)等の本取引に係るコンピューターのハードウェア、ソフトウェア、システムおよび通信回線の故障もしくは誤作動等、機器および通信回線の瑕疵または第三者による妨害等により生じた損害</p> <p>(9) ～ (12) (現行どおり)</p> <p>(13) 本取引のトレードシステム提供会社またはカバー先からの価格配信不能、異常価格の配信、または取引不能等により、当社が お客様 の注文を受けられな</p>

現 行	改正後
<p>けられないことにより生じた損失及び損害。</p> <p>(省 略)</p>	<p>いことにより生じた損失及び損害</p> <p>(現行どおり)</p>
<p>第28条 (取引の制限・禁止行為)</p> <p>(省 略)</p>	<p>第28条 (取引の制限・禁止行為)</p> <p>(現行どおり)</p>
<p>(新 設)</p> <p>(省 略)</p>	<p><u>7. 当社は、年1回、満年齢が75歳以上のお客様に本取引継続のご意思について確認を求めます。当社が定める期限内にご回答をいただけない場合、お客様の取引を制限し、本規定に基づく必要な措置を講じることができるものとします。</u></p> <p>(現行どおり)</p>
<p>第31条 (改訂および承認)</p> <p>本約款および説明書は、法令および諸規則等の変更または監督官庁の指示その他必要が生じた場合は、民法第548条の4の規定に基づき 改訂されることがあります。この場合、当社はすみやかにその内容をホームページ等で開示するものとし、<u>重要な改訂については、書面またはメールをもってお客様に通知するもの</u>とします。</p> <p>(以下、省 略)</p>	<p>第31条 (改訂および承認)</p> <p>本約款および説明書は、法令および諸規則等の変更または監督官庁の指示その他必要が生じた場合は、民法第548条の4の規定に基づき改訂されることがあります。この場合、当社はすみやかにその内容をホームページ上で通知するなど、<u>当社の定める方法により通知するもの</u>とします。</p> <p>(以下、現行どおり)</p>
<p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: right;">2023年1月18日作成 2023年1月30日交付</p>	<p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: right;">2023年12月13日作成 2023年12月18日交付</p>